

令和4年第3回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和4年3月28日

武蔵村山市教育委員会

令和4年第3回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年3月28日(月)

開会 午前 9時30分

閉会 午前11時05分

2 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3 出席委員 池谷光二(教育長) 大野 順 布
杉原 栄 子 比留間 雅 和
潮 美 和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	諸星 裕	学校教育担当部長	高橋 良友
教育総務課長	平崎 智章	教育施設担当課長	櫻井 謙次
指導・教育センター担当課長	赤坂 弘樹	学校給食課長	長谷 慶一
防災食育センター整備担当課長	矢野 喜之	文化振興課長兼 [※] 振興課長	西原 陽
図書館長	藤本 昭彦	指導主事	加藤 由裕
指導主事	石井 和成		

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 吉野恵里加
阿部 詩織

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 令和4年第2回教育委員会定例会及び令和4年第1回教育委員会臨時会会議録の承認
- 3 教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 4 教育長報告
- 5 議案第15号 令和3年度教育予算の補正(第12号)の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第16号 令和4年度教育予算の補正(第1号)の申出に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第17号 武蔵村山市生涯学習審議会会議規則について
- 8 議案第18号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第19号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 10 議案第20号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について
- 11 議案第21号 武蔵村山市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱について
- 12 議案第22号 令和4年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について
- 13 議案第23号 令和4年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について
- 14 議案第24号 令和4年度武蔵村山市学校給食基本計画について
- 15 議案第25号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱について
- 16 議案第26号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 17 その他
- 18 議案第27号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の解任に係る臨時代理の承認について
- 19 議案第28号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認について
- 20 議案第29号 指導主事の任命について
- 21 議案第30号 教育センター職員の任命について

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、密閉・密集・密接の状況を極力回避して進めたいと思いますので、委員の皆様方には御協力をお願いいたします。

また、会議時間をできるだけ短くするように努めることも必要であると考えますので、事務局職員におきましては簡潔な説明をお願いします。

それでは、始めます。

本日の出席委員は全員でございます。

これより令和4年第3回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○池谷教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認め、配布のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

**◎日程第2 令和4年第2回教育委員会定例会及び令和4年第1回教育委員会臨時
会会議録の承認**

○池谷教育長 日程第2、令和4年第2回教育委員会定例会及び令和4年第1回教育委員会臨時会会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、比留間委員にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

◎日程第3 教育委員会教育長職務代理者の指名について

○池谷教育長 日程第3、教育委員会教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うことになっております。よって、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者については、私から指名をさせていただきます。

教育長職務代理者に大野委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

なお、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者の任期に関する内規第2条において教育長職務代理者としての任期は1年と規定されておりますことから、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ここで大野教育長職務代理者から一言御挨拶をお願いいたします。

○大野職務代理者 改めまして、おはようございます。

ただいま池谷教育長から、引き続き教育長職務代理者を務めるよう御指名をいただきました大野でございます。御期待に添えるよう、一生懸命務めさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

◎日程第4 教育長報告

○池谷教育長 日程第4、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和4年第1回市議会定例会一般質問対応状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

諸星教育部長、お願いします。

○諸星教育部長 それでは、教育長報告の1点目、令和4年第1回市議会定例会での一般質問対応状況につきまして御説明いたします。

第1回市議会定例会につきましては、2月28日から3月25日までの会期で開催され、一般質問につきましては3月3日、4日、7日及び8日の4日間の日程で実施されました。

教育委員会関係では、11人の議員から16項目、25点の質問があり、教育長答弁要旨につきましては資料1のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、2点目でございます。

新型コロナウイルス感染者の発生についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 それでは、資料2を御覧ください。

令和4年2月7日から同年3月18日までの新型コロナウイルス感染者の発生状況について御報告いたします。

項番1を御覧ください。

教育委員会事務局で10人、市内小学校児童で327人、中学校生徒で103人、教職員で21人、その他、指定管理施設職員で2人の感染者が発生しました。

続きまして、項番2を御覧ください。

学級閉鎖の状況でございます。

小学校で10学級、中学校で1学級となっております。

説明につきましては、以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、3点目でございます。

(仮称)武蔵村山市教育委員会ハラスメント対策基本方針でございます。

資料3を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、(仮称)武蔵村山市教育委員会ハラスメント対策基本方針について説明をさせていただきます。

資料3、1ページをお開きください。

本方針を適用する者は、武蔵村山市立学校に勤務する一般職員の学校職員とし、常勤・非常勤を問わないこととしております。

1 ページ下の段の（４）から 2 ページ中段の（６）までにおいて、主なハラスメントを挙げております。

次に、2 ページ中段から 3 ページまでにかけて、所属長及び教育長の責務について記載しております。

所属長等の責務として、日頃からハラスメントが起こることのないよう、風通しのよい職場づくりをするとともに、相談しやすい環境づくりをするなど、職場内でのハラスメント防止及び排除に全力を挙げて取り組むことを挙げております。

教育長の責務として、規程の整備や相談窓口の設置など、的確に対応できる環境を整備することを挙げております。

また、必要に応じた研修等を実施することとし、ハラスメント防止の意識を醸成することとしております。

次に、3 ページ下の段では、学校職員の心構えを挙げ、4 ページから 9 ページまでにおいては、各ハラスメントの具体例等を記載しております。

なお、ここに記載している具体例は代表的なものであり、限定的なものではないこととしております。

最後になりますが、本方針に基づき、学校職員一人一人がハラスメントに関する正しい知識と具体的な対策等について、共通の認識を持って職務に取り組むとともに、ハラスメントは地方公務員法第 32 条、法令等を遵守する義務や、第 33 条、信用失墜する行為の禁止等の規定に抵触する非違行為に該当することを強く認識し、教育委員会と学校職員が一体となって、ハラスメントの根絶に向けた取組を推進していきたいと考えております。

以上で、(仮称)武蔵村山市教育委員会ハラスメント対策基本方針についての説明とさせていただきます。

○池谷教育長 続きまして、4 点目でございます。

(仮称)武蔵村山市立学校職員の在校等時間の上限に関する方針についてでございます。

資料 4 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、(仮称)武蔵村山市立学校職員の在校等時間の上限に関す

る方針について、御説明させていただきます。

資料4を御覧ください。

本市においては、教職員の働き方改革を推進することを目的とした「武蔵村山市立学校教職員の働き方改革実行イレブンプラン」に基づき、働き方改革を推進してまいりました。

さらに、平成31年3月には、市内全小・中学校でICカードリーダーによる出退勤記録システムを整備し、客観性を持った教職員の在校時間の把握に取り組んでまいりました。

本方針は、こうした取組をもとに具体的な在校時間の上限を示し、これまでの取組をより効果的かつ効率的に継続し、いわゆる過労死ラインを超える学校職員の解消と、さらなる業務の適正化や勤務環境の改善を図ることを目的としております。

方針の内容についてです。

1ページ下の段から、2ページ第5項目までについて御説明いたします。

学校職員については、その職務の性質上、生徒の実習に関する業務、学校行事に関する業務、教職員会議に関する業務、非常災害等、やむを得ない場合に必要な業務の4項目についてのみ、超過勤務を命ずることができる業務とされております。

しかし、本方針においては、より実態を把握するために、先ほどの4項目以外の業務のための時間についても、在校等時間の対象としております。

なお、休憩時間や自己研鑽等の時間については、在校等時間から除くこととしております。

具体的な上限時間の内容については、第3項目の(1)から(4)までにお示ししたとおりです。

第4項目には、在校等時間の把握についてお示ししております。学校職員の在校等時間につきましては、小・中学校と教育委員会で共有するとともに、上限時間を超える又は上限に近い学校職員についても共有を図っているところです。

第5項目には、労働法制の遵守及び上限時間を超えた学校職員に対する校長の対応についてお示ししております。

第6項目、第7項目には、本方針を推進するに当たって、特に留意すべき内容をお示ししております。本方針を推進することにより、真に必要な教育活動をおろそかにすることや、在校等時間の虚偽の申告をすること、させることは断じて許されることではありません。また、本方針の推進に当たっては、保護者地域への丁寧な周知、説明に努め、教育委員会、学校、地域が一体となって相互の理解を深めることが、学校職員の働き方改革の推進に欠かせない要素であると考えております。

以上で、(仮称)武蔵村山市立学校職員の在校等時間の上限に関する方針についての説明とさせていただきます。

○池谷教育長 続きまして、5点目でございます。

令和3年度教員の研究・研修活動についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、令和3年度教員の研究・研修活動について御報告いたします。

本市においては、各学校において国や都の研究指定を受け、児童・生徒の生きる力の育成に資する指導力の向上を図っているところでございますが、加えて東京都教育委員会の研修制度を利用し、自らの資質を高める研究を推進している教員の活動について一覧にいたしました。

第三小学校、宮澤唯一主任教諭、第一中学校、宇井佳高主任教諭は、教育研究員として研究してきたことを市内外に発信してまいりました。

第八小学校、田口佳菜子教諭、雷塚小学校、根岸朋矢教諭、第一中学校、柳野奈津子教諭は、東京教師道場、1年次部員として各教科等の専門性を高め、日々の教育活動に還元しているところでございます。

教育委員の皆様におかれましては、各教員の主体的な研究活動について御理解をいただき、引き続き御支援をいただきたくお願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、6点目でございます。

令和3年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講申請等一覧についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、令和3年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講申請等一覧について御報告いたします。

資料には、平成25年7月に施行となった武蔵村山市立学校教員研修奨励基金条例により、

令和3年度に当該教員研修を受講した教職員の一覧を示してございます。

本教員研修奨励基金は、頑張っている教員を応援したいという市民の篤志家からの御寄附により、勤務成績が良好で本研修の目的を遂行できる者、児童・生徒に対して優れた指導力を発揮し、後進の模範となる者、研修後に市の学校教育の指針達成及び充実のために指導的役割を果たすことができる者などを対象として、当該教員が自主的に行う研修に対して助成を行う制度でございます。

新型コロナウイルス感染症による制限のある中ではありましたが、全国小学校生活科・総合的な学習教育研究協議会、全国中学校社会科教育研究大会東京大会に2名の教員が参加いたしました。また、6名の教員が日本語検定を受検いたしました。

教育委員会といたしましては、教員を育成する視点から校長会と連携して、今後も本制度の積極的な活用に向けての周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

7点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

潮委員、お願いいたします。

○潮委員 コロナウイルスに関連いたしまして、1つ質問をさせていただきます。

市内の小・中学校の保護者に向けまして、同居家族などに風邪などの症状がある場合の児童・生徒の出席についてというお手紙が配布されておりますが、その中に欠席については、出席停止の扱いをするという文言がございます。例えば家族にコロナの症状があることで、子供を欠席させた場合は、出席停止扱いになるということは分かるのですが、翌日、検査結果が陰性と出て、遅刻をさせていった場合には遅刻になってしまうということなのですが、その遅刻をして登校した場合の扱いについて、どのようになるのかお伺いしたいと思います。

○池谷教育長 ありがとうございます。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関するものにつきましては、全て出席停止として欠席にならない旨を周知徹底してまいりました。今後は潮委員がおっしゃいました遅刻についても、国や都の通知を確認して、改めて整理し、周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池谷教育長 潮委員、いかがでしょうか。

○潮委員 ありがとうございます。

市内の学校の中で、その扱いについてばらつきがあってもいけないと思いますし、子供に対しても、保護者に対しても、明確で、分かりやすいものを提示していただけたらと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

比留間委員、お願いします。

○比留間委員 ただいま潮委員より、コロナウイルス感染症の御質問がありましたので、私からも1つ、資料2の新型コロナウイルス感染者の発生についてなんですが、小・中学校、合わせて11クラスの学級閉鎖が、ここで報告されているわけですが、報告事項1の市議会定例会一般質問の中にもあるのですけれども、もし学級閉鎖期間中にタブレットを使用した学習の事例などがありましたら、また学校よりそういった報告を受けているようであれば、お聞かせいただきたいと存じます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、お答えいたします。

学級閉鎖中の学習の保障につきましては、各学校とも学習課題を提示しまして取り組んでおります。その中で、eライブラリに取り組む学校もございました。その際に、学校の端末を持ち帰って家で取り組むというような事例もございました。

以上でございます。

○池谷教育長 比留間委員、いかがでしょうか。

○比留間委員 ありがとうございます。

1つ、要望ですが、タブレットが配られておおむね1年が経過するところでございます。この1年間、教育現場等々でも、いろいろ試行錯誤もあったかと思いますが、ぜひこういった機会だからこそ、タブレットの有効活用などができるよう望んでおります。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 2点、お願いいたします。

1点目の市議会定例会での一般質問の2ページにあります不登校支援についてです。

不登校の子供たちは、心のケアが必要ですので、その関係の方が配置されて、充実されている状況は、本当に素晴らしいと思います。ただ、不登校が長くなりますと、ここに書いてありますように、悩みも多様化してまいります。学習面の遅れも、本人にとって気になることだと思いますので、学習指導員の配置というのが、素晴らしいと思います。

この学習指導員の配置についてですが、センターに迎えて学習支援をされているのか、家庭訪問による支援もあるのか、そのあたりのところを詳しく教えていただければと思います。

○池谷教育長 ありがとうございます。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 お答えいたします。

家庭訪問があるのかという部分でございますが、家庭に出向いて相談にのったり、学習をしたりといったところに対応しております。また、家庭から外に出て活動という部分についても促しており、その場合には教育センターや地区集会所を活用して学習に取り組んでいるというような実態がございます。

以上でございます。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございます。

いろいろなケースに応じて対応してくださっているということで、安心いたしました。

2点目です。資料4の在校等時間の上限の方針についてですが、過労死ラインの解消や業務の適正化など、勤務環境の改善という趣旨は大変素晴らしいと思います。ただ、仕事の速さは、先生によっていろいろですし、丁寧に仕事を進める方もいます。なので、仕事量は同じでも、学校内で対処できないような状況もでてくると思います。家に持ち帰ってはいけないという約束事もあるようなので、時間だけ制限されても、先生方にとっては本当の働き方改革にはならないと思います。ですから、本質的なことをよく踏まえて、個々のケースによって配慮等をしていただき、本当の意味での働き方改革になるようお願いしたいと思います。

以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。しっかりやらせていただきます。

大野職務代理者、よろしいですか。

○大野職務代理者 私からも、今、杉原委員がおっしゃった学校職員の在校等時間の上限に関する方針について、意見を述べさせていただきます。

今、お話にありました先生方の業務に関する負担、それをいかに軽減するかというのは喫緊の課題だと思っております。そのためにこの上限に関する方針が示されたのかなというところなんですけれども、ただいま杉原委員のお話にもありました働き方改革、これも着実に進めることが必要だと思います。ぜひ、そういう観点から、業務の改善についても、引き続き進めていただければと思ったところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

業務改善についても、しっかり進めさせていただきたいと思います。

そのほか、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

**◎日程第5 議案第15号 令和3年度教育予算の補正（第12号）の申出に係る
臨時代理の承認について**

○池谷教育長 日程第5、議案第15号 令和3年度教育予算の補正（第12号）の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第15号の提案理由を説明させていただきます。

令和3年度教育予算について、歳入で国庫補助金、歳出で小学校費及び中学校費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

諸星教育部長、お願いします。

○諸星教育部長 それでは、議案第15号 令和3年度教育予算の補正（第12号）の申出に係る臨時代理の承認につきまして御説明いたします。

本件につきましては、急きょ、補正予算を編成する必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御承

認をお願いするものでございます。

別紙、1ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、令和3年度武蔵村山市一般会計補正予算（第12号）に係る教育予算につきまして、新型コロナウイルス感染症対策として、歳入に国庫補助金を、歳出に小学校費及び中学校費を計上したものでございます。

次に、2ページ及び3ページを御覧ください。

繰越明許費でございます。

今回、補正した歳出予算の全てを令和4年度に繰り越すものでございます。

次に、補正の内容でございます。

次ページ以降の参考資料により御説明いたします。

参考資料の1ページ以降を御覧ください。

まず、1ページの歳入、5目教育費国庫補助金でございますが、国の補正予算の成立により、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校支援としての国庫補助金を計上してございます。これは学校の規模に応じて、補助率2分の1、1校当たり最大90万円の補助金でございます。

次に、歳出でございます。

それぞれの小学校及び中学校において、感染症対策として備品及び消耗品を購入するものでございます。

運営経費では、空気清浄機やサーマルカメラ又はACアダプター、こちらは端末の持ち帰りの充電用でございます、など、一方、保健衛生経費では、消毒液や電動式スタンド型ディスプレイなどを購入予定となっております。

以上、大変雑駁でございますが、議案第15号 令和3年度教育予算の補正（第12号）の申出に係る臨時代理の承認につきましての御説明といたします。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 15 号 令和 3 年度教育予算の補正 (第 12 号) の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第 6 議案第 16 号 令和 4 年度教育予算の補正 (第 1 号) の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第 6、議案第 16 号 令和 4 年度教育予算の補正 (第 1 号) の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 16 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 4 年度教育予算について、歳入で都支出金、歳出で教育総務費及び社会教育費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

諸星教育部長、お願いします。

○諸星教育部長 それでは、議案第 16 号 令和 4 年度教育予算の補正 (第 1 号) の申出に係る臨時代理の承認につきまして、御説明いたします。

本件につきましては、急きょ、補正予算を編成する必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき臨時代理をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

別紙を御覧いただきたいと思います。

今回の補正予算は、令和 4 年度武蔵村山市一般会計補正予算 (第 1 号) に係る教育予算に

つきまして、ICT教育の推進及び新型コロナウイルス感染症対策として、歳入に都支出金を、歳出に教育総務費及び社会教育費を計上したものでございます。

次に、補正の内容でございます。

次ページ以降の参考資料により御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

歳入、教育総務費補助金につきましては、各学校に配置されるICT支援員に係る補助金を計上するものでございます。都の補助率は4分の3となっております。

参考資料の2ページを御覧ください。

歳出の教育指導費のICT教育推進事業経費につきましては、Wi-Fi環境のない家庭へのモバイルルーターの貸与に係る経費、各学校に配置するICT支援員に係る経費及びタブレット端末を活用した電子書籍定額読書サービスの試行的導入に係る経費を計上しております。

次に、図書館費につきましては、市立図書館への電子書籍導入に係る経費で、電子図書館運営経費には会計年度任用職員1名分の人件費を、それから電子図書館システム運営経費には、電子図書館システム初期設定委託料、システムの月額使用料及び電子書籍コンテンツ使用料を計上しております。

以上、大変雑駁でございますが、議案第16号 令和4年度教育予算の補正(第1号)の申出に係る臨時代理の承認につきましての御説明といたします。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

杉原委員、お願いします。

○杉原委員 2ページの電子図書館システムということについて、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○池谷教育長 藤本図書館長、お願いします。

○藤本図書館長 それでは、電子図書館システムについて御説明をさせていただきます。

予算につきましては、雷塚図書館の運営経費の中でつけてございますけれども、システムを導入した場合には、図書館カードを持っている方については、電子図書館システムに入っただき、その中にそろえてあるコンテンツを御覧いただくことができるというようなシステムでございます。

主に2業者ございまして、その業者の決定については、今後、プロポーザル方式で決定していきたいと思っております。また、その業者によって、取りそろえてあるコンテンツが違っておりますので、業者決定後に図書館に備え付ける本といたしますか、コンテンツを選書をしていく予定でございます。

あとプロポーザル方式で業者を決定した後、実際にいつからということにつきましては、現在10月の広報を考えているところでございます。

以上です。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○池谷教育長 どうもありがとうございました。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第16号 令和4年度教育予算の補正(第1号)の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第7 議案第17号 武蔵村山市生涯学習審議会会議規則について

○池谷教育長 日程第7、議案第17号 武蔵村山市生涯学習審議会会議規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第17号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市生涯学習審議会の設置に伴い、規則を制定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

西原文化振興課長、お願いします。

○西原文化振興課長 それでは、議案第17号 武蔵村山市生涯学習審議会会議規則について、御説明いたします。

令和4年第1回武蔵村山市教育委員会定例会において、武蔵村山市生涯学習審議会条例について議決をいただき、令和4年第1回武蔵村山市議会定例会に議案として提出していただき、原案のとおり可決するとの審査結果をいただきました。

武蔵村山市生涯学習審議会会議規則は、武蔵村山市生涯学習審議会の設置に伴いまして、制定するものでございます。

それでは、別紙、武蔵村山市生涯学習審議会会議規則を御覧ください。

まず第1条につきましては、武蔵村山市生涯学習審議会条例第9条の規定に基づき、会議に関して必要な事項を定めることを規定しております。

第2条につきましては、条例の第3条で、審議会は生涯学習の振興に関し識見を有する者、その他、適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する委員13人以内をもって組織するとされていることから、13人の委員の内訳を規定するものでございますが、第1号では学校教育及び社会教育の関係者3人以内としており、小・中学校の校長、体育協会・文化協会の会員などを想定しております。

第2号では、家庭教育の向上に資する活動を行う者、3人以内としており、保育園園長、幼稚園理事長、PTA連合会、青少年対策地区連絡会の会員など想定しております。

第3号では、学識経験者2人以内としており、大学教授、大学講師、市役所OBなどを想定しております。

第4号では、生涯学習について識見を有する者、3人以内としており、第1号から第3号の経験のある方及び生涯学習関係の事業、会議などに携わっていただいたことのある方などを想定しております。

第5号では、公募による市民2人以内としております。

続きまして、第3条につきましては、委任事項を規定するものでございます。

次に、附則でございますが、第1項につきましては、本規則の施行期日を令和4年4月1

日からとするものでございます。

附則第2項につきましては、社会教育会議及び公民館運営審議会が生涯学習審議会に統合されるため、武蔵村山市社会教育委員会議規則及び武蔵村山市公民館運営審議会規則の廃止を規定するものでございます。

附則第3項から第5項につきましては、それぞれ武蔵村山市教育委員会事務局組織規則、武蔵村山市教育委員会公印規則、武蔵村山市公民館条例施行規則に規定されている社会教育委員会議と公民館運営審議会に関することについて、改正、削除し、生涯学習審議会に関して規定するため、一部改正を行うものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第17号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第17号 武蔵村山市生涯学習審議会会議規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第8 議案第18号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

○池谷教育長 日程第8、議案第18号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 18 号の提案理由を説明させていただきます。

東京オリンピック・パラリンピックが終了したことに伴い、規定を整備する必要がある
ので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の
上、御決定くださるようお願いいたします。

平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 それでは、議案第 18 号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を
改正する規則について、御説明申し上げます。

議案書の最終ページにございます新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

現行の第 5 条、スポーツ振興課の項、第 6 号につきまして、東京オリンピック・パラリン
ピックが終了したことに伴い、削除をするものでございます。

なお、施行期日は令和 4 年 4 月 1 日としてございます。

説明につきましては以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 18 号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につ
いてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 9 議案第 19 号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改

正する規則について

○池谷教育長 日程第9、議案第19号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第19号の提案理由を説明させていただきます。

教職員の超過勤務の縮減に向けた取組を推進するため、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、議案第19号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

初めに、現行の第30条第1項及び第2項中の「教育委員会」を、改正案では「委員会」に改めてございます。

次に、同条第3項中の「教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に基づき、業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずる。」を、改正案では、「業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める」に改めてございます。

改正案の施行は、公布の日からを予定してございます。

以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 19 号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 10 議案第 20 号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について

○池谷教育長 日程第 10、議案第 20 号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 20 号の提案理由を説明させていただきます。

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針の制定に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、議案第 20 号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について御説明いたします。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

初めに、改正案では、第 3 条の次に（旧姓の使用）の 1 条を加えるものでございます。

第 3 条の 2 では、学校職員は、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること（以下「旧姓使用」という。）を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならないこと、同条の第 2 項では、前項の申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知すること、同条の第 3 項では、旧姓使用の通知を受理した職員は、通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこととし、旧姓使用中止の

通知を受理した職員は、通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならないこと、同条第4項では、職員は、旧姓使用を行うに当たって、市民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならないこと、同条第5項では、任命権者を異にする異動があった者で、現に人事記録に旧姓使用に係る事項が記録されているものは、旧姓使用を行うものとするを加えるものでございます。

次に、現行第8条の2の見出し中の「セクシュアル・ハラスメント」を改正案では「ハラスメント」に改め、同条中、「性的な言動」を「言動又は勤務環境を害する言動」に改めてございます。

次に、現行の第8条の3を改正案では第8条の4とし、第8条の2の次に、障害を理由とする差別の禁止の1条を加えるものでございます。

次に、改正案では、第8条の3として、学校職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者と障害者でない者とを不当に差別的な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと、同条第2項では、学校職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から社会的障壁（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。）の除去についての意思の表明があり、それが過重な負担とならないときは、必要かつ合理的な配慮をしなければならないことを加えてございます。

次、現行の第1号様式中の「印」を改正案では削除してございます。

次に、現行の第4号様式及び第5号様式中の「印」を改正案では削除してございます。

なお、改正案の施行は公布の日からを予定してございます。

以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 20 号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 11 議案第 21 号 武蔵村山市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱について

○池谷教育長 日程第 11、議案第 21 号 武蔵村山市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 21 号の提案理由を説明させていただきます。

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針の制定に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、議案第 21 号 武蔵村山市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱について御説明いたします。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

最初に、題名中の「セクシュアル・ハラスメント」を、改正案では「ハラスメント」に改めてございます。

次に、現行、第 1 条中の「セクシュアル・ハラスメント」を、改正案では「ハラスメント」に改めてございます。

次に、(定義)である第 2 条第 1 項及び第 2 項を、「この要綱において、「セクシュアル・ハラスメント」とは、学校職員(市立学校に勤務する全ての者をいう。以下同じ。)が、他の学校職員又はその職務に従事する際に接する学校職員以外の者を不快にさせる性的な言動をい

う。第2項のこの要綱において「セクシュアル・ハラスメントに起因する問題」とは、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。第1号のセクシュアル・ハラスメントのため学校職員の勤務環境が害されること。第2号のセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して、学校職員がその勤務条件につき不利益を受けること。」を、改正案では、第2条として、「この要綱において「ハラスメント」とは、職場（通常勤務する場所のみならず職務を遂行する全ての場所をいう。以下同じ。）の内外において行われる、次に掲げる行為をいう。第1号として、セクシュアルハラスメント 学校職員（市立学校に勤務する全ての者をいう。以下同じ。）の、他の学校職員又はその職務に従事する際に接する学校職員以外の者（以下「学校職員等」という。）を不快にさせる性的な言動（性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担するべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）をいう。第2号では、パワーハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、学校職員に精神的又は身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害するものをいう。第3号では、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント 妊娠・出産をしたこと又は育児・介護のための制度の利用に関する言動であって、学校職員の勤務環境を害するものをいう。」と改めてご

ざいます。

次に、現行、第3条中の「セクシュアル・ハラスメント」を、改正案では「ハラスメント」に改めてご

ざいます。

次に、現行、第4条第1項中の「学校職員」を、改正案では「学校職員等」に、現行の「セクシュアル・ハラスメント」を、改正案では「ハラスメント」に改めてご

ざいます。

次に、現行の第6条第1項中の「セクシュアル・ハラスメント」を、改正案では「ハラスメント」に、現行の「学校職員」を、改正案では「学校職員等」に改めてご

ざいます。

次に、同条第2項中の現行の「セクシュアル・ハラスメントを受けた学校職員」を、改正案では「ハラスメントを受けた学校職員等」に、現行の「セクシュアル・ハラスメント」を、改正案が「ハラスメント」に改めてご

ざいます。

次に、第7条中の見出し中の現行の「職務」を、改正案では「責務」に改め、同条第1項中の現行の「セクシュアル・ハラスメント」を、改正案では「ハラスメント」に、現行の「学校職員」を、改正案では「学校職員等」に改めてご

ざいます。

次に、第8条中の現行の「すべての学校職員」を、改正案では「全ての学校職員等」に改めてご

次に、第9条中の現行の「財団法人東京都福利厚生事業団」を、改正案では「一般財団法人東京都人材支援事業団」に改めてございます。

次に、第10条及び第11条中の現行の「学校職員」を、改正案では「学校職員等」に改めてございます。

次に、第12条第1項並びに同条第2項第1号及び第4号中の現行の「セクシュアル・ハラスメント」を、改正案では「ハラスメント」に改めてございます。

改正案の施行は、公布の日からを予定してございます。

以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第21号 武蔵村山市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第12 議案第22号 令和4年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について

○池谷教育長 日程第12、議案第22号 令和4年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第22号の提案理由を説明させていただきます。

令和4年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞を定める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導・教育センター担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、議案第22号 令和4年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞につきまして、御説明いたします。

2月の定例教育委員会の中で、御協議いただいたものから大きな内容の変更はございません。なお、各小・中学校の入学式につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、卒業証書授与式同様、本告辞は全ての入学生に印刷したものを配布する予定でございます。

説明については以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第22号 令和4年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第13 議案第23号 令和4年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について

○池谷教育長 日程第 13、議案第 23 号 令和 4 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 23 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 4 年度武蔵村山市立学校教育課程を受理する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導主事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

石井指導主事、お願いします。

○石井指導主事 それでは、議案第 23 号 令和 4 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について、御説明いたします。

お手元に配布いたしました議案第 23 号の資料は、市内 13 校の通常学級及び特別支援学級設置校が作成した特別支援学級の令和 4 年度の教育課程を一冊にまとめたものでございます。

教育課程とは、学校の教育の目的や目標を達成するために、学習指導要領に基づき教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じて、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画になります。

構成としましては、通常学級は第 1 表に教育目標や、教育目標を達成するための基本方針、第 2 表に指導の重点、第 3 表に学年別の授業日数や授業時数、第 4 表に学校行事を記載し、特別支援学級は第 1 表から第 3 表で構成されております。令和 4 年度の教育課程編成においては、重点項目として示した人権教育、道徳教育の推進、確かな学力の定着、体力の向上、国際理解教育の推進、特別支援教育の充実、小・中一貫教育の推進、安心・安全な教育環境の整備及び G I G A スクール構想の推進の 7 点を踏まえつつ、自校の特色を生かした教育活動を計画し、教育課程を編成するように指導してまいりました。

本来であれば、この場で全ての学校の教育課程について御説明申し上げたいところですが、時間の都合上、小学校 2 校を抽出して御説明いたします。

初めに、第二小学校です。第二小学校の教育課程第 1 表を御覧ください。

学校の教育目標は、責任感を持ち、自ら進んで積極的に粘り強く物事に取り組める子供を育成するとし、物事をよく考え、向上しようとする子供、豊かな心を持った思いやりのある子供、体を丈夫にし、物事を根気強くやり遂げる子供を求める児童像に掲げ、教育活動を展開することとしております。

基本方針としまして、午前5時間制を生かした教育活動を展開し、確かな学力の定着、体力向上策の推進、食育の充実を図ることや、自尊感情の育成と美しい志を醸成すること。児童の安心と安全を重点とした教育環境づくりを推進することなどが掲げられています。

次に、第2表を御覧ください。

2、指導の重点には、学校に重点として示した7つの項目に関する取組について明記されており、GIGAスクール構想の推進については、学習内容、学習形態の工夫により、個別最適化された学びの実現を目指すこと、安全・安心な教育環境の整備については、新型コロナウイルス感染症、感染防止対策の徹底を図ること、組織的な対応により、いじめの根絶を目指すことなどが示されております。

次に、第3表を御覧ください。

年間授業日数は、第5学年が201日、その他の学年が200日となっております。また、年間授業時数は学習指導要領に示されている標準時数を基本とし、括弧内に示されております余剰時数を極力抑える計画としております。

次に、第4表を御覧ください。

第5、6学年の宿泊行事を6月に、運動会は10月2日日曜日、音楽会を11月26日土曜日、27日日曜日に設定し、実施することとしております。

第二小学校は、今年度から児童が自らの考えを様々な方法で表現し、考えを尊重し合い、共同して学習する授業づくりに取り組んでまいりました。令和4年度は、自分の考えを表現し、共に学ぶ児童の育成を研究主題に掲げ、令和5年2月17日金曜日に特色ある学校づくり推進校として研究発表を行う予定です。

続いて、第三小学校です。

第三小学校の教育課程、第1表を御覧ください。

学校の教育目標は、よく考える子、仲よくする子、元気で明るい子、力いっぱい頑張る子を育成するとし、確かな学力、健全で豊かな心と体の育成を目指し、教育活動を展開することとしております。

基本方針は、持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成、誰もが活躍できる教育環境の実現、小・中一貫教育の推進を目指すなどとしております。

次に、第2表を御覧ください。

ここでは、目指す特色ある学校像の重点目標に示されている確かな学力、健全で豊かな心と体の育成のための具体的な取組について、42項目が明記されております。

次に、第3表を御覧ください。

年間授業日数は、第5学年で200日、その他の学年で199日としております。

また、年間授業時数は学習指導要領に示されている標準時数を基本とし、括弧内に示されております余剰時数を極力抑える計画としております。

次に、第4表を御覧ください。

10月21日金曜日には、学校運営協議会や保護者、地域の方の御協力をいただき、丘の上キャンプを実施することとしております。

また、10月28日金曜日に、第三中学校区の行事、ふれあいフェスティバルを実施することとしております。

第三小学校は、今年度から児童の思考を深めさせる効果的な学習活動や、教師の発問について研究に取り組んでまいりました。

令和4年度は、研究主題を主体的に学習に取り組み、思考を深める児童の育成とし、令和5年2月3日金曜日に、特色ある学校づくり推進校として研究発表を行う予定です。事務局としましては、編制した教育課程に沿って各校の取組が充実するよう指導してまいります。

教育課程の受理につきまして、よろしく御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第23号 令和4年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 1 4 議案第 2 4 号 令和 4 年度武蔵村山市学校給食基本計画について

○池谷教育長 日程第 14、議案第 24 号 令和 4 年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 24 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 4 年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

長谷学校給食課長、お願いします。

○長谷学校給食課長 それでは、議案第 24 号 令和 4 年度武蔵村山市学校給食基本計画について御説明いたします。

本計画につきましては、武蔵村山市学校給食運営委員会の書面開催により承認されたものでございます。

内容について御説明いたします。

本計画の構成に例年と大きな変更はございません。

1 ページでございます。

1 の基本方針でございますが、令和 4 年度におきましても、学校給食法の改正が予定されていないことから、1 の学校給食実施に係る基本方針につきましては、昨年と同様となっております。本市の学校給食につきましては、学校給食法に掲げられた 7 つの目標、これらの達成に向けて実施いたします。

次に、(2) の学校給食業務実施に当たっての基本的事項ですが、令和 4 年度の学校給食業務を実施する上で、基本となる事項を例年同様 5 つ取り上げております。

まず、アの学校給食の実施についてですが、例年同様、学校給食実施基準を踏まえて、栄養バランスの取れた豊かで多様な献立の実施と魅力ある学校給食の提供に努めるとしてまいります。

続きまして、イの食育・地産地消の推進でございます。毎月の予定献立表を活用した食に

関する情報の提供、また和食についても理解が深まるような献立の実施に努めるとしております。

また、地場食材の使用につきましても、積極的導入としております。

続きまして、ウの安全衛生管理についてでございます。

学校給食衛生管理基準などの各種通知やマニュアルにより、給食実施等及び学校給食従事者の衛生管理及び健康管理を徹底しまして、学校給食従事者に対する研修等を行い、食中毒などの事故防止に努めるとしております。

次に、エの学校給食体系の公平化・公正化についてでございます。一部の保護者の未納は、安定的な学校給食の運営に支障を来すほか、他の保護者との公平性を欠くことになります。保護者に対し、給食費の重要性について十分周知をしていくとともに、引き続き教育委員会と学校で連携をしながら、収納率の向上を図ってまいります。

また、学校給食費は公会計化の推進が求められていることから、引き続き検討を進めてまいります。

次に、オの給食業務の民間委託でございます。

中学校学校給食調理等業務につきましては、引き続き民間委託を行い、監理指導を徹底してまいります。

なお、小学校給食の調理等を行っている市立学校給食センターは、老朽化が進んでいることから、新たな施設である（仮称）防災食育センターの整備を進めてまいります。

以上、令和4年度の学校給食業務の実施に当たっての基本的事項についてでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

2の基本計画ですが、(1)年間給食日数及び(2)の給食1食当たりの単価及び給食費の額です。金額については変更はございません。

4ページは、日々の給食をとる児童・生徒及び教職員の数の推計である(3)の給食基本人員及び主食の区分による給食日数を示した(4)の献立目標です。人数は、全体として6,358人としております。

また、主食の実施割合に変更はございません。

続いて、5ページから8ページにかけては、学校給食センターの稼働日数及び稼働日です。小学校給食、中学校給食ともに192日としております。

続いて、9ページ以降は、歳入歳出予算の概要です。

初めに、歳入の給食費ですが、こちらは現年度分の給食費、本年度予算額は2億8,071万

1,000円です。

続いて、過年度分の給食費でございますが、今年度予算額は154万1,000円です。

続いて、歳出の予算について御説明いたします。

歳出予算は、小学校費、中学校費ともに給食物資の購入経費でございます。

小学校費の予算額は1億7,426万2,000円、中学校費の予算額は1億813万2,000円です。

歳入歳出予算の総額は2億8,239万4,000円となります。

10ページ及び11ページにつきましては、ただいま御説明した予算の積算基礎をお示したものでございます。

以上で、令和4年度武蔵村山市学校給食基本計画の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第24号 令和4年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第15 議案第25号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱について

○池谷教育長 日程第15、議案第25号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 25 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第二小学校、第三小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校及び第五中学校の学校運営協議会委員の委嘱をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 それでは、議案第 25 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱につきまして説明いたします。

学校運営協議会委員の委嘱に当たりましては、学校運営協議会規則第 4 条第 2 項に教育委員会は対象学校の校長に対し、委員の候補者の推薦を求めることができる旨の、また同条第 3 項に対象学校の校長は委員として適当と認める者がある場合は、第 2 項の規定による求めに応じて委員の候補者を推薦することができる旨の規定がございます。

当該規定に基づき、今回、各学校の校長から推薦のあった委員候補者を委員に委嘱するものでございます。

新たな委員候補といたしまして、民生・児童委員、PTA関係の方、自治会長、保育園の園長先生、教員等が推薦されております。詳細につきましては、議案別紙のとおりでございますので、御確認いただきたいと存じます。

説明については以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 25 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第16 議案第26号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について

○池谷教育長 日程第16、議案第26号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第26号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

西原文化振興課長、お願いします。

○西原文化振興課長 それでは、議案第26号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について説明いたします。

文化財保護審議会委員につきましては、武蔵村山市文化財保護条例第40条の規定に基づき、文化財に関して広く高い識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱するものでございます。現委員の任期が令和4年3月末日をもって満了することから、新たに委員を委嘱する必要が生じたので提案するものでございます。

別紙の名簿を御覧いただきたいと思います。

武蔵村山市文化財保護審議会委員につきましては、定員が10名でございます。資料にお示ししている委員のうち、新たに委員をお願いする方は加園一茂さん1名でございます。

加園さんは、市指定文化財の三ツ木天王様祇園ばやし保存会の役員の方ですが、保存会からの推薦ではなく、文化財保持者の学識経験者として選出されております。

他の9名につきましては再任でございます。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間になります。

以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 26 号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 17 その他

○池谷教育長 日程第 17、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

○池谷教育長 次に、日程第 18、議案第 27 号、日程第 19、議案第 28 号、日程第 20、議案第 29 号及び日程第 21、議案第 30 号の審議といたします。

この 4 議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定に基づき、秘密会で審議したいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ただいまから会議を秘密会といたします。

ここで関係者以外の職員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

○池谷教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第18 議案第27号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の解任に係る臨時代理の承認について

◎日程第19 議案第28号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認について

◎日程第20 議案第29号 指導主事の任命について

◎日程第21 議案第30号 教育センター職員の任命について

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前11時05分閉会